

(第16、17、21、22、51号議案)

改正地方公務員法の概要等について

- 1 能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることを目的として行われた改正の
主な内容
 - (1) 人事評価の定義
任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。
 - (2) 任用の基準
職員の任用は受験成績、人事評価その他の能力実証に基づいて行うこと。
 - (3) 人事評価の実施・措置
任命権者は、定期的に人事評価を行い、結果に応じた措置を講じること。
 - (4) 等級別職務基準表
能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる等級別職務基準表を給与に関する条例で定めること。
- 2 地方公務員の退職管理の適正を確保するため、新たに規定された退職管理に関する
主な内容
 - (1) 営利企業等に再就職した元職員（以下、再就職者）が、離職前5年間の職務に属する契約等の事務に関して、離職後2年間、現職員に依頼や要求などの働きかけをすることを禁止する。
 - (2) 普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長（条例部長）又はこれに準ずる職に、離職前5年より前に就いていた再就職者が、その職についていた時の職務に属する契約等の事務に関して、離職後2年間、現職員に依頼や要求などの働きかけをすることを禁止する。
 - (3) 再就職者が、在職中に自らが決定した契約等の事務に関して、現職員に依頼や要求などの働きかけをすることを、期間の定めなく禁止する。
 - (4) 地方公共団体は、必要があると認めるときは、再就職者のうち、国の部長・課長相当職として、人事委員会規則で定めるもの（条例部長以外の管理職）に、離職前5年より前に就いていたものが、その職についていた時の職務に属する契約等の事務に関して、離職後2年間、現職員に依頼や要求などの働きかけを

することを禁止することを条例により規定することができる。

- (5) 地方公共団体は、必要があると認めるときは、再就職者の届け出を義務づけること及び、これに違反したものに、100,000 円以下の過料を科すことを条例により規定することができる。

3 地方公共団体の長は、人事評価の状況、退職管理の状況を毎年公表すること。

4 改正地方公務員法の施行日 平成 28 年 4 月 1 日

※ 分限降給制度の導入

特別区は、地方公務員法改正の趣旨を踏まえ、共通基準により、分限降給の事由と効果を条例で規定することとした。

(第16号議案)

中野区職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<u>(目的)</u> 第1条 この条例は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、</u>職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。 2 (略) 第2条～第4条 (略) (給料表、適用範囲及び職務の級) 第5条 (略) 2 (略) 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、<u>別表第6に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。</u> 4 任命権者は、<u>全ての職員の職を前項に規定する等級別基準職務表及び人事委員会が定める基準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、給料表により給料を支給しなければならない。</u> <u>(初任給、昇格、昇給及び降給の基準)</u> 第6条 (略) 2～6 (略) 7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、<u>中野区職員の分限に関する条例(昭和26年中野区条例第27号)第7条の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあつては、当該最低の号</u>	<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、この条例を定める。</u> <u>(この条例の目的)</u> 第1条 この条例は、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。 2 (略) 第2条～第4条 (略) (給料表、適用範囲及び職務の級) 第5条 (略) 2 (略) 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき<u>標準的な職務</u>の内容は、<u>人事委員会が定める。</u> 4 任命権者は、<u>すべての職員の職を人事委員会が定める基準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、給料表により給料を支給しなければならない。</u> <u>(初任給及び昇格等の基準)</u> 第6条 (略) 2～6 (略)

給)とする。

8 (略)

9 (略)

10 第2項から第5項まで及び第7項の規定の実施について必要な基準は人事委員会が定める。

第6条の2 (略)

(短時間勤務職員の給料月額)

第6条の3 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第6条第8項及び第9項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第7条～第10条 (略)

(通勤手当)

第11条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第7に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

(3) (略)

3～6 (略)

第11条の2～第18条 (略)

(休職者等の給与)

第18条の2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 中野区職員の分限に関する条例第2条第1項に掲げる事由に該当して休職にされたときは、人事委員会規則で定める額

2・3 (略)

第18条の3～第19条の4 (略)

7 (略)

8 (略)

9 第2項から第5項までの規定の実施について必要な基準は人事委員会が定める。

第6条の2 (略)

(短時間勤務職員の給料月額)

第6条の3 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第6条第7項及び第8項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第7条～第10条 (略)

(通勤手当)

第11条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第6に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

(3) (略)

3～6 (略)

第11条の2～第18条 (略)

(休職者等の給与)

第18条の2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 中野区職員の分限に関する条例(昭和26年中野区条例第27号)第2条に掲げる事由に該当して休職にされたときは、人事委員会規則で定める額

2・3 (略)

第18条の3～第19条の4 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

第20条の2 (略)

第20条の3 (略)

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3～6 (略)

第20条の4 (略)

(災害派遣手当)

第20条の5 (略)

2 災害派遣手当の額は、別表第8に掲げる滞在する期間及び滞在する施設の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

3 (略)

第20条の6・第21条 (略)

附 則

1～10 (略)

1.1 別表第6の規定の適用については、当分の間、同表1の表4級の項中「係長、担当係長又は主査の職務」とあるのは「係長、担当係長若しくは主査の職務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主任主事の職務」と、別表第6の2の表2級の項中「技能主任の職務」とあるのは「技能主任の職務又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務」と、同表3級の項中「技能長の職務」とあるのは「技能長の職務、困難な業務を処理する技能主任の職務又は特に高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務」と、同表4級の項中「統括技能長の職務」とあるのは「統括技能長の職務又は困難な業務を処理する技能長の職務」と、別表第6の4の表3級の項中「主任主事の職務」とあ

(期末手当)

第20条 (略)

第20条の2 (略)

第20条の3 (略)

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3～6 (略)

第20条の4 (略)

(災害派遣手当)

第20条の5 (略)

2 災害派遣手当の額は、別表第7に掲げる滞在する期間及び滞在する施設の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

3 (略)

第20条の6・第21条 (略)

附 則

1～10 (略)

るのは「主任主事の職務又は特に高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務」と、同表４級の項中「係長、担当係長又は主査の職務」とあるのは「係長、担当係長若しくは主査の職務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主任主事の職務」とする。

別表第 1 ～別表第 5 （略）

別表第 6 別紙のとおり

別表第 7 （略）

別表第 8 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（降給の場合における行政職給料表(2)の改正に伴う経過措置の取扱い）

2 中野区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 2 0 年中野区条例第 3 号）附則第 3 項及び第 4 項の規定により特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める給料月額を受けている職員のうち、人事委員会が定めるものの改正後の中野区職員の給与に関する条例第 6 条第 7 項の規定を適用した場合の給料月額については、人事委員会が定める。

（行政職給料表(2)の適用を受ける職員に係る号給の調整）

3 中野区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 2 1 年中野区条例第 3 9 号）附則第 6 項及び第 7 項の規定により号給の切替えを行った職員のうち、人事委員会が定めるものの平成 2 8 年 4 月 1 日における号給については、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（委任）

4 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第 1 ～別表第 5 （略）

別表第 6 （略）

別表第 7 （略）

別表第6（第5条関係）

1 行政職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	係員の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
3 級	主任主事の職務
4 級	係長、担当係長又は主査の職務
5 級	総括係長の職務
6 級	課長、担当課長又は副参事の職務
7 級	統括課長の職務
8 級	部長、担当部長又は参事の職務

2 行政職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	係員の職務
2 級	技能主任の職務
3 級	技能長の職務
4 級	統括技能長の職務

3 医療職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	係長、担当係長又は主査の職務
2 級	課長、担当課長又は副参事の職務
3 級	部長、担当部長又は参事の職務

4 医療職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	係員の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
3 級	主任主事の職務
4 級	係長、担当係長又は主査の職務
5 級	総括係長の職務
6 級	課長、担当課長又は副参事の職務
7 級	統括課長の職務

5 医療職給料表(3)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	係員の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務

3 級	主任主事の職務
4 級	係長、担当係長又は主査の職務
5 級	総括係長の職務
6 級	課長、担当課長又は副参事の職務
7 級	統括課長の職務